

**大島紬次世代普及推進事業（令和8年度地域振興推進事業）
業務委託に係る企画コンペティション実施要領**

1 趣旨

この事業は、鹿児島県大島支庁（以下「大島支庁」という。）との委託契約により、「大島紬の認知度・ブランドの向上」に向け、若年層を対象にプロモーションを実施するものです。

※ 事業の実施を希望する団体等は、大島支庁に事業の企画を提案します。提案があった事業の中から、企画提案競技（企画コンペ）により、業者を選定します。

2 委託業務の内容

- (1) 名称
大島紬次世代普及推進事業（令和8年度地域振興推進事業）業務委託
- (2) 業務内容
別添「大島紬次世代普及推進事業（令和8年度地域振興推進事業）業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 契約額
選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積徴収を行い決定する。
- (5) 予定する委託料（予算額）
3,422千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。
また、次ア～カのいずれかに該当する者でないこと。
ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以

下同じ。)又は暴力団員等を利用している者。

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 鹿児島県との連絡調整が可能であり、緊急時には迅速な対応が可能であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行することが可能であること。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものを除く。

4 企画提案内容

別表1に留意し、以下の業務内容等について提案すること。

- (1) 事業に対する考え方
- (2) 本場奄美大島紬着用モデルの募集及び広報・調査
- (3) 広告利用素材撮影及びプロモーション
- (4) 事業実施体制
- (5) 事業スケジュール

※ 提案にあたって、事業の目的に沿い、効果的と思われる取組がある場合は、予算の範囲内で追加提案しても良い。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和8年6月15日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 6月25日(木) |
| (3) 質問回答 | 7月2日(木)頃 |
| (4) 参加申込書提出期限 | 7月9日(木)午後5時まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 7月16日(木)午後5時まで |
| (6) 業者選定結果通知 | 7月下旬(予定) |
| (7) 契約締結 | 8月(予定) |

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後5時必着とする。

6 企画コンペの手順等

- (1) 質問及び回答手順

ア 質問の受付

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式第1号)により、末尾「11 書類提出先」に電子メールで提出すること。また、電話で受領確認を行うこと。

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込手順

参加者は、企画提案参加申込書（様式第2号）を末尾「11 書類提出先」に電子メールで提出すること。また、電話で受領確認を行うこと。

【提出期限】令和8年7月9日（木）午後5時

(3) 応募手順及び提出書類

ア 大島支庁総務企画課から、申込のあった参加者へ提出書類データのアップロード先URLをメールで送付する。

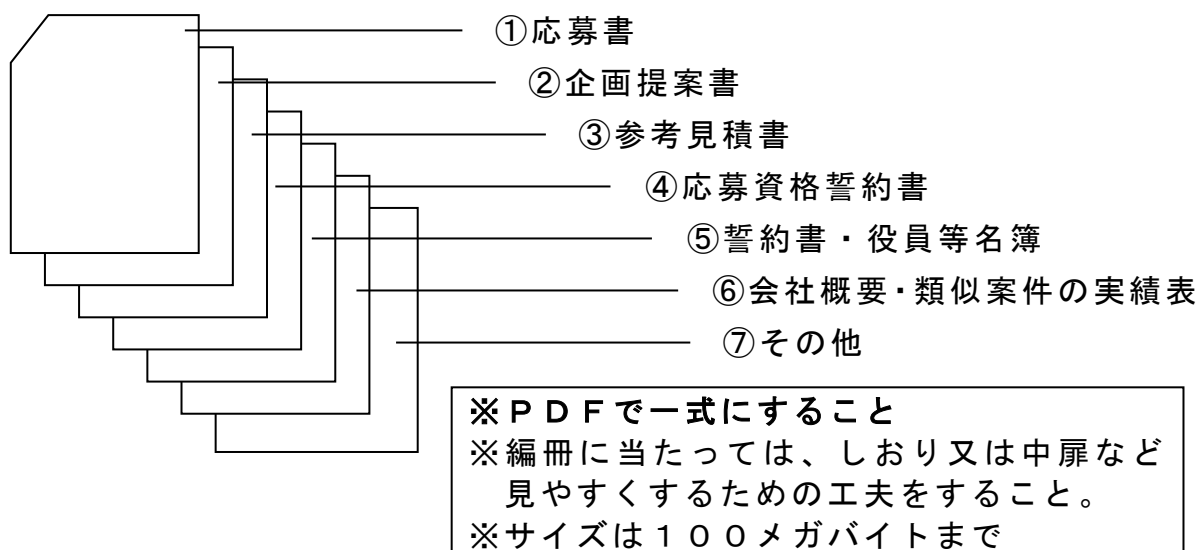
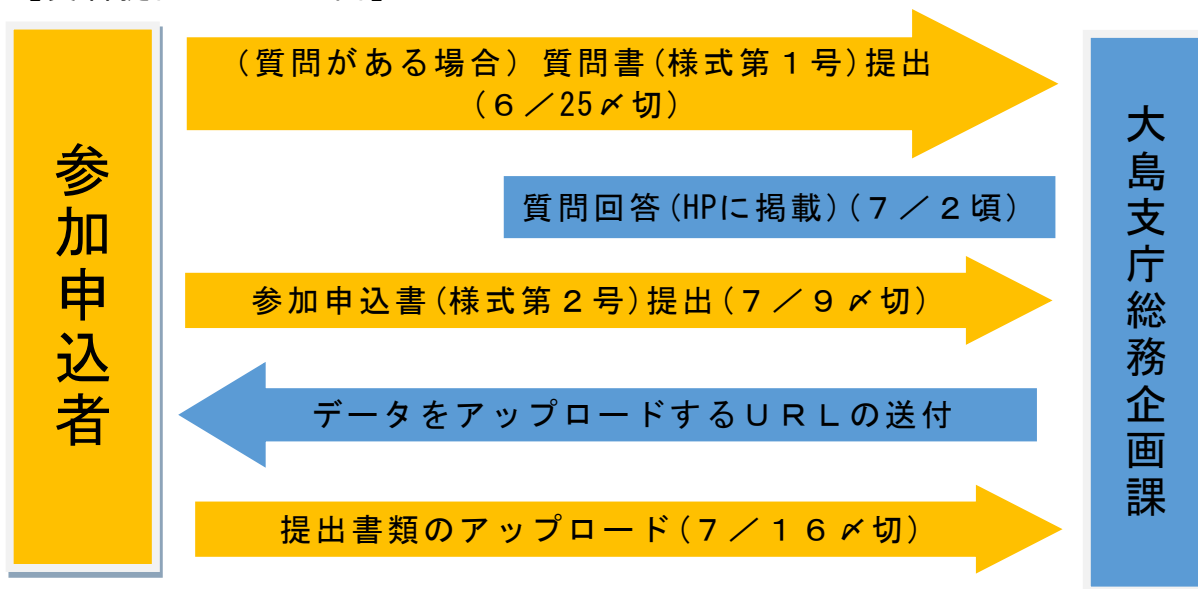
イ 参加者は次に示す提出書類一式をひとつのPDFファイルにまとめて、上記アで指示されたURLに1部アップロードする。なお、アップロードするPDFファイルの名称は「R8大島紬次世代普及推進事業応募書類(提出事業者名)」とすること。また、電話で受領確認を行うこと。

【提出期限】令和8年7月16日（木）午後5時

【提出書類】

① 応募書	様式第3号
② 企画提案書	様式任意。原則としてA4サイズとする（着色可）。レイアウトは縦長、横長、その混合いずれでもよいが、読みやすい向きで揃えること。
③ 参考見積書	様式任意。本事業の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を計上し、積算内訳も明示すること。 なお、見積額は上記2-(5)予定する委託料（予算額）を上限とする。 ※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。
④ 応募資格誓約書	様式第4号
⑤ 誓約書・役員等名簿	様式第5号。鹿児島県警本部に照会するために使用する。鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されている場合は、提出する必要はない。
⑥ 会社概要、類似案件の実績表	様式第6号。会社組織図を添付すること。また、定款又は規約等会社の概要が記載された既存資料（パンフレット）等があれば添付すること。
⑦ その他	これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出してもよい。

【資料提出のフロー図】



【留意事項】

一度提出した企画提案書等の差替え、再提出は原則として認めない。
なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

7 審査

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために大島支庁及び本場奄美大島袖協同組合で構成された選定委員会において行うものとし、プレゼンテーションは行わず、提出された企画提案書等の内容について、審査する。

総合的に評価して得られた総合評価点数の順に順位点(※)を付け、順位点の総得点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

※順位点：1位を(参加事業者数)点とし、順位が下がるごとに1点ずつ低い点数を与える。

(例：参加事業者数が10社の場合、1位：10点、2位：9点、…10位：1点)

(2) 審査・選考基準

次の各号を元に、審査要領を別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨、内容に沿った提案となっているか。

イ 提案内容について、実施体制・実施方法・その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫をこらした優れた提案となっているか。

ウ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

エ 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

(3) 選考結果

選考結果は、決定後速やかに全提案者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(6) 審査の公平を害する行為があった場合

(7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

9 契約予定者の決定方法

(1) 契約の相手方

審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

(2) 次点の繰り上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 その他

(1) 提出書類の作成等、参加に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された全ての書類等は返却しない。

(3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(4) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。

(5) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は参加者が負うものとする。

(6) 関係法令に抵触しないよう事業を実施するとともに、業務上知り得た秘

密を他に漏らしてはならないものとする。

- (7) 業務を実施するにあたっては、委託者と協議して進めていくものとし、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

11 書類提出先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

鹿児島県大島支庁総務企画課（商工観光係 担当：米澤）

TEL：0997-57-7215

E-mail：oosima-shoukan@pref.kagoshima.lg.jp